

第3回北竜町議会定例会 第1号

令和2年9月10日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和2年度北竜町一般会計補正予算（第6号）について〕
- 7 同意第19号 教育委員会委員の任命について
- 8 同意第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 9 議案第49号 北海道市町村総合事務組規約の変更に関する協議について
- 10 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議について
- 11 議案第51号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更に関する協議
について
- 12 議案第52号 北竜町防災行政無線施設設置条例の制定について
- 13 議案第53号 令和2年度北竜町一般会計補正予算（第7号）について
- 14 議案第54号 令和2年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて
- 15 議案第55号 令和2年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に
ついて
- 16 議案第56号 令和2年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 17 議案第57号 令和2年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第
3号）について
- 18 議案第58号 令和2年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会
計補正予算（第2号）について
- 19 議案第59号 令和2年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 20 認定第 1号 令和元年度北竜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 21 認定第 2号 令和元年度北竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て
- 22 認定第 3号 令和元年度北竜町立診療所事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て
- 23 認定第 4号 令和元年度北竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

- 24 認定第 5号 令和元年度北竜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
25 認定第 6号 令和元年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
認定について
26 認定第 7号 令和元年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会
計歳入歳出決算認定について
27 認定第 8号 令和元年度北竜町簡易水道事業会計決算認定について
28 閉会中の所管事務調査について

○出席議員（8名）

1番	中村尚一君	2番	尾崎圭子君
3番	北島勝美君	4番	小松正美君
5番	小坂一行君	6番	松永毅君
7番	藤井雅仁君	8番	佐々木康宏君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐野豊君
副町長	高橋利昌君
教育長	有馬一志君
総務課長	続木敬子君
企画振興課長兼 ひまわりプロジェクト 推進室長	南波肇君
住民課長	東海林孝行君
建設課長	奥田正章君
産業課長	細川直洋君
農業委員会 事務局長	南秀幸君
教育課長	井口純一君
会計管理者	北清広恵君
地域包括支援 センター長	神藪早智君
永楽園長	森能則君
総務課主幹	高橋克嘉君
代表監査委員	板垣義一君

農業委員長 水谷茂樹君

○出席事務局職員

事務局長 高橋淳子君
書記 田畑晶子君

◎開会の宣告

○議長（佐々木康宏君） ただいま出席している議員は8名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第3回北竜町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（佐々木康宏君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木康宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、1番、中村議員及び3番、北島議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐々木康宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から14日までの5日間にいたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から14日までの5日間とすることに決定いたしました。
お諮りいたします。会議規則第9条第2項の規定に基づき、議事の都合と町の休日によ
り11日から13日は休会にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。
よって、11日から13日は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本定例会に提出された案件は、承認1件、同意2件、議案11件、認定8件であります。
次に、本定例会に説明員として、佐野町長、高橋副町長、有馬教育長、板垣代表監査委
員、水谷農業委員会会長、続木総務課長、南波企画振興課長兼ひまわりプロジェクト推進
室長、東海林住民課長、奥田建設課長、細川産業課長、南農業委員会事務局長、井口教育
課長、北清会計管理者、森永楽園園長、神藪地域包括支援センター長、高橋克嘉総務課主
幹が出席をしております。

本会議の書記として、高橋淳局長、田畑書記を配します。

次に、監査委員から、令和2年5月から7月分に関する例月出納検査の結果報告がございました。お手元に写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、理事者から、令和元年度財政健全化判断比率及び資金不足比率報告がございました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議長会務報告については、お手元に配付してありますので、お目通しの上、ご了承賜りたいと存じます。

次に、総務産業常任委員長から、閉会中の所管事務調査の結果報告がございました。この際、委員長から補足説明があれば発言を許します。

北島総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（北島勝美君） 私のほうから閉会中に行いました総務産業常任委員会について報告させていただきます。

調査期日、令和2年7月21日。

内容については、農業後継者及び担い手対策の状況についてということで、出席者、議員全員、高橋事務局長、田畑書記、説明者につきましては細川産業課長、長谷産業課長補佐、吉田産業課商工ひまわり観光・林務係長であります。

指摘につきましては、新規就農者の一次受入れ用の住宅の建設の検討をお願いしたい。2点目ですけれども、現在の担い手対策は新規就労者の取組について成果は上がっているが、事業内容についていま一度検証を行い、今後の事業の重点をどこに置くのか方向性を検討していただきたい。

続きまして、令和2年8月26日、調査事項につきましてはひまわり油原料のひまわり作付状況についてを行っております。

出席者、議員7名、議長は不幸がありまして欠席となっております。高橋事務局長、田畑書記、説明員は南波企画振興課長兼ひまわりプロジェクト推進室長、能代川ひまわりプロジェクト推進室次長、田村ひまわりプロジェクト推進室係長であります。

調査結果ですけれども、指摘事項はございませんでした。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 各委員、付け加えることはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、教育長の順に行います。

最初に、町長。

佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 第3回議会定例会に当たり、行政報告を申し上げます。

最初に、総務課より令和2年度普通交付税の決定についてであります。本年度全国に配分される普通交付税の総額は、地方財政計画に基づき1兆5,926億円で前年比3,825億円、2.5%の増、また地方の財源不足を補填するために発行が認められる臨時財政対策債を合算した実質的な交付総額は1兆8,323億円で前年比2,654億円、1.4%の増となったところであります。このうち、北竜町の普通交付税決定額は1億3,809万8,000円で前年比9,005万3,000円、7%の増となり、臨時財政対策債を合算すると1億4,221万3千円で前年比8,967万4,000円、6.7%の増となったところであります。増加の主な要因としては、基準財政収入額の算定において市町村民税所得割が納税義務者数や所得の減少などにより前年比591万3,000円減少したことや、基準財政需要額の算定において令和2年度より地方創生を推進するための基盤となる地域社会の持続可能性を確保するため地域社会の維持、再生に必要となる取組に要する経費を算定する地域社会再生事業費が新たな算定項目として創設され、4,491万8,000円が皆増となったところであります。また、平成28年度に借入れをした過疎債、サンフラワーパーク北竜温泉施設整備事業等ではありますが、元金の償還が開始となり、公債費が前年比1,929万5,000円増加したことが大きく影響するものであります。令和2年度の当初予算額は、国の地方財政計画を勘案するとともに、過大計上とならないよう前年度実績に対し、普通交付税が2%増、臨時財政対策債では3.2%減で予算計上しており、今回の決定額との差額分を補正予算に計上しておりますので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

次に、企画振興課より高度無線環境整備推進事業の実施についてであります。国では、新たな日常に必要な情報通信基盤の整備、とりわけ光ファイバーの整備を進めるため、さきの第二次補正予算におきまして高度無線環境整備推進事業に501億6,000万円が追加されたところであります。現在本町では、和市街から北竜中学校付近まで光ファイバーが整備されておりますが、この機に全町的に整備を実施することといたしました。整備に当たりましては、東日本電信電話株式会社、NTT東日本を整備事業者とした民設民営方式で行うこととし、設備整備に関する契約を結び、事業負担金を町からNTT東日本に対して支払うこととしております。工事の着工並びに完了は、全国的に工事が実施されることから、令和3年度中となる見込みであります。供用開始は、令和4年5月以降を予定いたしております。本整備事業実施に当たりまして、国の補助金、NTT東日本の自己負担のほか、本町の負担金は過疎債または新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にて財源充当を予定いたしております。つきましては、所要の経費を補正予算として提出しておりますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

同じく企画振興課よりふるさと納税についてであります。ふるさと納税につきましては、9月7日現在、件数で1万3,088件、金額では1億7,542万3,000円のご寄附をいただいているところであり、昨年同期に比較し約1.9%の減となっております。また、一昨年同期と比較いたしますと27%の増収ということでもあります。引き続き返礼

品でありますひまわりライスやひまわりメロンなど、本町の特産品に対しまして高い評価をいただいているものと考えております。

次に、産業課より水稲ほか農作物の生育状況についてであります。北海道農政事務所による本年度の水稲の作柄は、8月15日現在において北海道はやや良と発表されております。天候に恵まれ、いもち病の発生もなく、生育は大変順調とのことであります。町内の収穫作業につきましては、もち米が9月6日から、うるち米は9月11日から始まる見込みであります。初出荷については、もち米、うるち米ともに9月14日の予定であります。メロン、スイカについては、ともに昨年より価格が高かったとのことでありました。本年も刈取りや乾燥調製作業が順調に進み、収量の確保と高品質米の生産が行われることを期待しながら、一件の事故もなく収穫作業が終えることを願っているところでもあります。

最後に、永楽園より町職員の交通事故についてであります。9月の8日午後1時20分頃、商業活性化施設ココワ駐車場内において永楽園職員が運転する車両と歩行者との接触事故が発生しました。すぐに負傷の状況を確認し、消防署並びに警察署に緊急通報を行われ、駆けつけた救急隊の判断によりドクターヘリで旭川赤十字病院へ搬送されました。被害に遭われた歩行者の傷害の程度につきましては、前部、後部の脳挫傷と脳内出血があり、辛うじて意識はありますが、2週間程度は予断の許さない状況にあります。当該職員は、変則勤務でありましたので、事故当時は勤務時間外の私有車による交通事故ではありますが、交通安全を推奨している本町において町職員による人身事故が発生しましたことは誠に申し訳なく存じております。今後におきましては、職員にはより一層の交通安全の遵守を徹底してまいります。また、被害者の傷害の状況につきましても逐次報告させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（佐々木康宏君） 次に、教育長。

有馬教育長。

○教育長（有馬一志君） 令和2年第3回北竜町議会定例会に当たり、教育委員会が所管いたします行政報告を申し上げます。

小中学校におけるICT環境の整備についてであります。本年度国が示しますGIGAスクール構想の具現化に向けまして、本町におきましても各学校のネットワーク環境や児童生徒1人1台端末の整備等を進めているところであります。各学校における校内ネットワークの整備に当たり、児童生徒用の学習系と教職員用の校務系の2回線とすることが望ましいことから、分けて整備を図ることといたしました。また、各端末におけるウイルス対策用ソフトの更新に当たり、ソフトの購入費が当初予算に未計上であり、さらにセキュリティレベルの向上を図りたく、より安全性の高いソフトに切り替えていきたいと思っております。つきましては、関連経費を今定例会の補正予算に計上しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木康宏君） 以上で行政報告を終わります。

次、一般質問なのですけれども、広報で9時20分というふうなお知らせをしておりますので、9時20分まで少々お待ちください。

休憩 午前 9時17分

再開 午前 9時20分

○議長（佐々木康宏君） 会議を再開させていただきます。
多くの傍聴をいただき、大変にありがとうございます。

◎日程第5 一般質問

○議長（佐々木康宏君） 日程第5、一般質問を行います。

会議規則第60条の規定により、1名の議員から1件の通告がありました。議長において発言の順序を定め、指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

それでは、指名をいたします。

2番、尾崎議員より北竜町農産物直売所みのりっち北竜の今後の経営について通告がありました。

この際、発言を許します。

2番、尾崎議員。

○2番（尾崎圭子君） 2012年、平成24年5月に開店しました農産物直売所みのりっち北竜は、経営今年で8年目を迎えております。5月から10月までの開店でありますけれども、出荷者、店長、直売所スタッフの努力により町内外を問わず固定客に恵まれてきて、北竜町の農産物直売所として親しまれる存在になっております。町の助成を受けながらの経営で、徐々に助成を減少させていく中、当初10年をめどに生産者が主体となって経営すると認識しておりましたけれども、実際はどうであったかを確認したいと思っております。具体的な町からの意思表示のない中で生産者に経営が移ることにはならないと思うのですが、いかがでしょうか。今後の経営の行方を考え進める時期と思われるので、理事者の考えを伺いたい。よろしくお願いします。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 尾崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

北竜町農畜産物直売所みのりっちの今後の経営についてということでございます。尾崎議員さんが今お話しされたとおり、平成24年から開設しておりますこのみのりっち北竜についてはスタッフの懸命な努力によりまして町内外より多くのお客さんに支えられており、北竜町の直売所として年々売上げも伸びているところでもあります。開設当初は、当面の間店長の人件費と施設の光熱水費など管理費を委託料として町が負担することとして

スタートしたところであります。また、平成25年、翌年から北竜町振興公社に指定管理者として委託料を支払って今運営しているところでありまして、指定管理委託料についても年々売上げの増加により当初の管理委託料の今5分の1ぐらいということで120万の管理委託料を振興公社に払って管理をしているところであります。みのりっちの運営については、スタートから将来的には生産者による自主的な運営を目指したいということでありまして、いずれは振興公社の手を離れて自主運営に移行することが最も望ましいことだと考えております。先ほど申し上げましたように、委託料も当初から大幅に減少している現状にありますので、今後の運営の在り方について行政が音頭を取りながら生産者の皆さんと協議をしてみたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐々木康宏君） 2番、尾崎議員。

○2番（尾崎圭子君） 生産者の方々より申出があればということだったのですが、多分このままでいくとどうなるのかなという不安があるのですが、1つ確認したいのは生産者主体の経営ということは店舗を借りるということになるのか、という場合は町のほうに家賃を払うという形になるのか、また委託するという形になる場合はまた委託料というのが発生するのかなという、具体的なそういう計画、計算なんかもちょっと教えていただきたいなと。そこからまた考え進めていくことになると思うのですが、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 今の中では、そこまで十分に準備しておりませんので、これから考え方をまとめて生産者の皆さん、あるいはみのりっちを運営していただける方がほかにあれば、常に今後のやり方協議しながら、町としても委託料、賃貸、いろんな面をまた検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。尾崎議員さんには、生産者協議会の代表もしていただいて本当にお世話いただいておりますし、新たなNPO法人のあかるい農法のほうでも頑張らせていただいておりますので、人口が少ない中でいろいろと可能性を探りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 尾崎議員。

○2番（尾崎圭子君） ここでちょっと私を感じていたことをお伝えさせていただきたいと思ひます。

最初、スタートの時点で皆さんというか、生産者、感想としてどう考えているか、今まではずっと行政の流れの中でやってきたのですが、仕組みとしてはどうなのかなという思いもあるわけです。その当時生産者の思い、感じていることというのは、とにかくこうなったら野菜作るのが楽しいから、売場があるのだったらそこを利用してやるわ、思いつきやれる場所として使わせてもらおうわ、そういう言葉は聞いていました。そして、自分が体力の限界あって作れなくなった場合は、直売所が潰れても自分には何も責任はないよ、関係ないわ、そういう投げやりな意見が聞こえていました。助成金の流れですか、

建設しなければならなかったということだから、どうなろうと経営存続に関しては町と恩恵を受けた農家が考えればいいことだ、それ率直な耳に入ってきた意見でした。だから、なかなかやっぱりスタート時点から大変だったなという感じもしていましたし、役場の皆さんには随分いろいろとご苦労されただろうなというのは、私は生産者の立場でありましたけれども、私は何なのだろう、もしかしたら行政の援助していくとか、一緒に力になってやっていくのかなというのはずっと考えながら、ずっと切れずにやっぱりみのりっちに関わってきましたので、全部の流れとしてこうだったな、ああだったなというのは共感してもらえるのかな、そういう気はしています。

それで、今回質問したのは、3年契約で委託を切り替えていくというので、今年やって来年1年やったら今度また契約の更新になるのかなということで、10年をやっぱり目標にしているのだったら、もっと具体的にやりたいよと。それで、今回質問したというのは、この直売所に関しての建設の当初から町民との意思疎通が不鮮明、不十分だった記憶が物すごく強かったので、やっぱり経営の節目の時期を前にしての確認で今質問するということになりました。行政、議員、農業者、それぞれの立ち位置は違いますけれども、利用しておしまいというのはあまりにも悲しいし、配置換えがあったから管轄外というのもちょっと悲しいなという、だからみんな一緒になって自分は関係ないということではなくて、町民の一人としてみんなで守っていきよ、考えていきよという意識を強めてもらえたらいいなという願いがあります。誰か何とかするだろうではなくて、よくよく振り返って考えることも必要だと思いますけれども、理事者としてはどうお考えになっているか、その辺のお考えを教えてください。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 配置換えというのは、うちの担当職員が異動で替わったら、あまり顔出さないとか、関わっていないのではないかとということです。それらについてもまた職員と十分話し合いをしながら、小さな町の直売所だから、みんなで利用してねということで進めてまいりたいと思っております。期間が5月から10月までということで、5月はプレオープンということで、本格的は6月ということでもありますけれども、生産者の皆さん一生懸命野菜作っていただいて並べていただいておられますけれども、一番はやっぱりメロン、北竜メロンが一定量が入ってくれば運営がぐっと、売上げが伸びる、取扱いが伸びますから、やっぱり伸びるのですけれども、たまたまメロンのみのりっちに対する量が少なければ、市場とか、そちらのほうに中心に行きますから、すると売上げが少し影響していくということでもありますから、それらのことも十分踏まえた中で今後町民の方、生産者の方が運営するとなれば、どのぐらいの維持管理費がかかるのかだとか、そういった面も十分検討した中で経営について協議してまいりたいと思っております。指定管理については、今は令和3年までということで1年間120万ということで管理料支払っておりますけれども、その後現実生産者のほうに、あるいは引き受けてくれる方をお願いするとなれば、どのぐらいの経費が要るかということも十分調査研究していきたいと思ってい

ますので、このこともご理解をしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 2番、尾崎議員。

○2番（尾崎圭子君） メロンのこともそうなのですから、組織自体をやっぱり考えていく必要があるだろうと思うのです。だから、これもこれからの話になると思うのですけれども、生産者に限らず、町民みんなの直売所なので、生産者ばかりではなくて、加工品なんかもそういうことももっと強力に力を入れて工夫をしていく、そして今コロナ禍なので、また今までとは全然これから仕組み自体も変えていったらいいのではないかと。本当にピンチはチャンスという言葉言っていますけれども、そういうことなのではないかと思えますし、やっぱりなくしてはいけないなど。どういうところにお買物行きますかといったときに、結構都会の人たちは直売所が楽しいよねという、そういう意見っていろんなところから聞けるのです。今まである店舗ではなくて、やっぱり直売所に品物どんなのがあるか見に行くよという人が結構いるのです。だから、そういうこともチャンスにしていきたいと思えますし、またこのことは改めてそのときになりましたら話合い、討議をさせていただきたいなと思えます。よろしく願います。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） ありがとうございます。先ほどから答弁させていただいているように、今売上げが伸びているということで管理委託料も減ってきているということでありましてけれども、その売上げが伸びていることに満足することなく、今の新しい生活様式ということもありますし、いろいろと工夫しながら一層みのりっちが繁栄するように生産者だけでなく、もっと担っていただける方も呼びかけるといふか、話合いの中で応募があれば、またそれらも一緒になって検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（佐々木康宏君） 以上で尾崎議員の質問を終わります。

◎日程第6 承認第7号

○議長（佐々木康宏君） 日程第6、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度北竜町一般会計補正予算（第6号）について〕を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 続木総務課長。

○総務課長（続木敬子君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

承認第7号について、質疑があれば発言を願います。

5番、小坂議員。

○5番（小坂一行君） 運営方針についてちょっとお伺いしたい点があるのですが、

9ページの商工費、サンフラワーパーク費ということで備品購入、体温の検知機能つきカメラ購入されておりますけれども、このことはいろんな施設今どこもやられていることなので、何ら異議のあるところではないのですけれども、実際にこれで設定温度より高い方が来園されたときに具体的にどういうふうに対応、要するに例えば37度設定であって1分なり2分なりオーバーしてとなりますよね、そういうときには入館拒否をするのかしないのか、その点ちょっと考えというか、運用方針をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） 今現在サーモグラフィにつきましては、37.5度ということの中で設定をさせていただいております。実際に外が暑いと眼鏡とかイヤリングとか、そういう宝飾品が熱を持って実際になることがあります。そのときは、また再度検温してもらって、今のところは誰もオーバーしている方はいらっしゃらないということでありまして。仮に今後オーバーするような方がいれば、事情等を聞いて濃厚接触がなかったかとか、どこかそういうようなところに2週間以内に行っていなかったかとか、そういうようなことを聞きながら、そのような状況の中では最悪の場合はご理解をいただいて帰っていただくということも、これは感染防止の中からやっていきたいとか、仕方がないことかなというふうに思っております。そういうようなことの中で温泉のほうでは運営をしているということでございます。

○議長（佐々木康宏君） 5番、小坂議員。

○5番（小坂一行君） 了解をいたしました。多分このものは入り口の付近に置くのかなというふうに思いますけれども、そういった場合は警報が鳴るのか、ほかのセンサー働いて事務所に鳴るのか分かりませんが、職員がその対応をきちっとあった場合にできるように教育のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） 今現在設置については、ホテルのフロントと温泉のフロントに置いております。ホテルのフロントについては、受付時のところでセンサーが感知するような形にしております。外に向けると、結構感度がよくていろんなものを、玄関の枠とか、そういうものにも全部反応してしまって常時ピーピー、ピーピー鳴っているような状況で的確に分かりませんので、それでホテルについてはフロント、売店のほうについては温泉のフロントに置いて今のところ検知しているというようなところでございます。先ほど言ったように、職員については鳴ればそれぞれの確な対応ができるように指導していきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木康宏君） 6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 8ページの商工費のほうでお伺いします。

今ひまわりの里には重機が入っているようですが、あれについての仕事の内容を説明されていなかったかと思っておりますので、これは6号ですから、1号か2号のほうでなっているかと思っておりますが、ただ、今工事やっている排水の前後というか、下流のほうの処置もきち

っとできているのか、そこら辺ちょっと心配なので、お聞きします。

○議長（佐々木康宏君） 排水整備の工事のことですか。

○6番（松永 毅君） はい。

○議長（佐々木康宏君） 細川産業課長。

○産業課長（細川直洋君） 下流の処理の話ですか。

○6番（松永 毅君） ええ、含めて。

○産業課長（細川直洋君） 的確に工事のほうは進められているというふうに思っているのですけれども、そうでなくてですか。

○6番（松永 毅君） 里の中はやっているけれども、里の中過ぎての水の流れ速くなるので、そこら辺の処置をきちっとしているかなと思って確認します。

○議長（佐々木康宏君） 奥田建設課長。

○建設課長（奥田正章君） 今回の工事の内容なのですけれども、現状ある排水を撤去しまして埋設管を導入しております。表面を平らなものに替えるというような工事の内容ですけれども、水の走るか走らないかという形になりますと、元のトラフの勾配よりは若干緩めにしております。水の量的には、さほど変わりはないということであります。流末の処理なのですけれども、世界のひまわりの箇所には流れる排水でありますけれども、そこにはますを設置して水の勢い殺すような緩和措置を施しております。

○議長（佐々木康宏君） 6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） ただ、ひまわりの里から外れたといいますか、以外のところの流末について水の流れが一時的には多くなるかと思って、ひまわりの里以外の被害がないようにしていただきたい。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） 建設課長のほうから申しあげましたとおり、そこら辺のところも計算をしながら、配慮しながら工事のほうは進めさせていただいておりますし、6月の補正予算の中でも説明させていただいておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木康宏君） 質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

承認第7号、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度北竜町一般会計補正予算（第6号）について〕は、原案どおり承認することに決定されました。

ここでちょっと報告をさせていただきたいと思います。町長のほうから一連の行政報告があったわけでありますけれども、町長ご自身のことで報告なさらなかったのだらうと思いますけれども、佐野町長が空知の町村会の会長に8月22日をもって就任いたしました。14の町の町長の代表ということで就任をいたしました。そして、今月の末に予定されているようでありますけれども、144の北海道の町や村の町村会の副会長ということで就任される予定となっております。職員の皆様はもとよりでありますけれども、議会もしっかりといい北竜のために下支えをしていきたいと思っていますので、本当は町長が行政報告の中で言うていただければいいのですけれども、私のほうから報告とさせていただきます。

◎日程第7 同意第19号

○議長（佐々木康宏君） 日程第7、同意第19号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

同意第19号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

人事案件につき討論を省略いたします。

採決をいたします。

同意第19号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、同意第19号 教育委員会委員の任命については、原案どおり同意することに決定されました。

◎日程第8 同意第20号

○議長（佐々木康宏君） 日程第8、同意第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君）（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

同意第20号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

人事案件につき討論を省略いたします。

採決をいたします。

同意第20号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、同意第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案どおり同意することに決定されました。

◎日程第9 議案第49号

○議長（佐々木康宏君） 日程第9、議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君）（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第49号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第49号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、原案どおり可決されました。

◎日程第10 議案第50号

○議長（佐々木康宏君） 日程第10、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君）（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君）提案理由の説明が終わりました。

議案第50号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）討論を終わります。

採決をいたします。

議案第50号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）異議なしと認めます。

よって、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議については、原案どおり可決されました。

◎日程第11 議案第51号

○議長（佐々木康宏君）日程第11、議案第51号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君）（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君）提案理由の説明が終わりました。

議案第51号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）討論を終わります。

採決をいたします。

議案第51号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）異議なしと認めます。

よって、議案第51号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議については、原案どおり可決されました。

◎日程第12 議案第52号

○議長（佐々木康宏君） 日程第12、議案第52号 北竜町防災行政無線施設設置条例の制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第52号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第52号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号 北竜町防災行政無線施設設置条例の制定については、原案どおり可決されました。

10時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時29分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第53号ないし日程第19 議案第59号

○議長（佐々木康宏君） 日程についてお諮りいたします。

日程第13、議案第53号から日程第19、議案第59号まで、令和2年度補正予算に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第53号 令和2年度北竜町一般会計補正予算（第7号）について、日程第14、議案第54号 令和2年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算

(第2号)について、日程第15、議案第55号 令和2年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、日程第16、議案第56号 令和2年度北竜町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、日程第17、議案第57号 令和2年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第3号)について、日程第18、議案第58号 令和2年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第19、議案第59号 令和2年度北竜町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について、以上7件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

- 副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)
- 議長(佐々木康宏君) 続木総務課長。
- 総務課長(続木敬子君) (説明、記載省略)
- 議長(佐々木康宏君) 東海林住民課長。
- 住民課長(東海林孝行君) (説明、記載省略)
- 議長(佐々木康宏君) 東海林住民課長。
- 住民課長(東海林孝行君) (説明、記載省略)
- 議長(佐々木康宏君) 東海林住民課長。
- 住民課長(東海林孝行君) (説明、記載省略)
- 議長(佐々木康宏君) 森永楽園園長。
- 永楽園長(森 能則君) (説明、記載省略)
- 議長(佐々木康宏君) 奥田建設課長。
- 建設課長(奥田正章君) (説明、記載省略)
- 議長(佐々木康宏君) 奥田建設課長。
- 建設課長(奥田正章君) (説明、記載省略)
- 議長(佐々木康宏君) 議案第53号から議案第59号まで、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第53号、質疑があれば発言を願います。

4番、小松議員。

- 4番(小松正美君) 今回の地方創生臨時交付金について7号補正で多々計上されておりますので、何点かまとめて質問をさせていただきます。

今回の臨時給付金で特別定額給付金事業、これについては1人10万円と、全国民に給付をされました。また、今回の補正予算では、4月28日以降に出生した子供、これはその前段おなかの中においてカウントがされなかったということで今回10万円の給付をするということで70万円の補正予算が提案されてございます。なぜかという、今回のこの特別定額給付金は国民一人一人公平に給付をするという考え方からだというふうに私は思っておりますけれども、まず1点目、この考え方によろしいですよ。

それで、今回先日実施した地域振興券発行事業は、前段の個人に対する給付とは違って世帯に対して給付がなされました。これは、6月定例で決定されていることで、今さらどうこうということにはなりませんけれども、ただこの事業を実施してみて本当にこれが公平だったのかなというふうに今思っています。6人家族の1世帯に1万円、1人の世帯にも1万円、また1軒の家で同居している高齢の親がいて、その親が世帯を分けていた場合にはその家に2万円と。今回のこの事業は、なぜ個人ではなく世帯ということの配分にしたのか、私は公平というのやはり恩恵が偏らないことというふうに理解をしておりますけれども、本当にこれが公平だったと思うか、これが2点目の質問。

3点目、同居をしながら世帯を分けていることによる恩恵、例えば昨年10月からの消費税増税の際に子供のいる世帯、さらに町民税非課税世帯には3割のプレミアのついた商品券を買い求めることができました。高齢者と同居をする世帯、これ北竜町に多々あると思いますけれども、そこで世帯分けをしていてその親が町民税非課税世帯、高齢ですから、ほとんどが非課税世帯ということになろうかと思っておりますけれども、その1軒の家についてはその恩恵にあずかることができる、また先日町は全世帯にひまわりオイルを配った、町内会長が家の数よりオイルの数のほうが多い、どう配ればいいのかというふうに困っていた、そのほかまだあると思っておりますけれども、同居する高齢者の親がいる場合は少しでも世帯を小分けしたほうがメリットがあるように思うのですけれども、デメリットとして何か考えられるか、また世帯分けをすることに何か町としての規制はあるのか、これが3点目。

4点目、今後町が実施する様々な事業、このコロナについてもいつ終息するか分からない状況の中で来年度も何かしらこういう形の事業が尾を引くかもしれません。そんなときにまた個人単位とするのか、世帯単位とするのか、さらには1戸単位、1軒の家単位という考え方も出てくるというふうに思っておりますけれども、その様々な事業に対してのどの単位が正しいかというの示していただきたい。

5点目、今町内には住民票はありますけれども、存在しない世帯がある、今回ひまわりオイルを配ったことでいろんなことが見えてきたわけでございますけれども、町内会長のところに年度初めに住民基本台帳、これ配られております。これで確認をいただきたいということなのでしょうけれども、この台帳には世帯分けがされておられません。だから、同じ住所に名前があれば1世帯というふうに町内会長は判断するのですけれども、たまたまそこは2世帯になっていた、それがこの台帳では分からないという状況になってございます。そんなことから、毎月の配り物についても家の数よりも多く配分されて無駄になっているというような状況がある、これについても町で整理できないのかということで5点質問をさせていただきます。

○議長（佐々木康宏君） 高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） あらかじめ小松議員さんのほうから5点の質問事項をいただいておりますので、それぞれお答えをしていきたいと思っております。なお、重複するところがありますので、それぞれ前後するかもしれませんが、ご了承くださいたいと思いま

す。

まず、今回補正をいたしました新生児の特別給付金事業につきましては、小松議員がおっしゃるとおり国の特別定額給付金事業の対象とならなかった4月28日以降の出生した子供1人に当たりまして10万円を支給するものでございまして、これにつきましては国の支給方法に沿った中でそれぞれ支給をさせていただくものでございます。

また、ご指摘のありました地域振興券発行事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で停滞しています地域経済の活動の活性化のためにプレミアム商品券に続く施策として全戸を対象とした商品券の支給依頼が商工会、商店、料飲店組合などから要望がありましたので、それに沿った中で1世帯1万円の交付をさせていただいたところがございます。そこで、小松議員さんのご指摘のあります個別交付とするのか世帯交付とするのか、または限定発行または1戸当たりの戸別発行とするのかの基準でございすけれども、それぞれの事業の目的、内容または予算規模等により違ってくるのかなというふうに思っております。仮に今回の地域振興券を個人給付とした場合でありますけれども、商工会、商店街への増加給付金などその他事業も考慮いたしまして1人1万円とはならず、1人3,000円から5,000円の交付となってくるのではないかなというふうに考えております。国の特別定額給付金事業も当初は低所得者等に対しまして1世帯30万円を交付する予定でありましたけれども、その後制度等審議の中で1人10万円に変更されたわけでございます。1人世帯とか2人世帯の方は、30万円もらうところが10万円、20万円ということで少なかったというようなことの中で必要とするところへ交付するようにさらなる施策の要望が出たところでもあるというふうに思っております。

次に、1戸2世帯の世帯分離の話でありますけれども、世帯分離につきましてはそれぞれのご家庭の事情によりまして世帯分離をしている状況かというふうに思っております。町のほうから世帯分離するとこのようなメリットがありますよとか、デメリットがありますよというようなことは示してはおりませんので、世帯分離を行う部分についてはそれぞれご家族がお話をされました中で申請において不備がなければ町としては受け付けるというふうにしてございます。なお、申請時においてご家族の方から例えば税金だとか国保料だとか分離したらどうなるのだという問合せがあれば、そのときは計算してお示しはしますけれども、前もって町のほうからそれぞれ示すということはないということでございます。今回のような制度等の中で恩恵を受けるためにわざわざ世帯分離をしているというふうには考え難く、それぞれのご家庭の中でお考えの中でされているのかなというふうに考えております。

先ほどと重複しますがけれども、次に公平性の観点から個別交付とするか世帯交付とするか限定発行とするかの基準の関係でありますけれども、まず上部機関がそれぞれ決めているものにつきましてはそれに従いまして交付、支給を行いますし、町単独事業につきましてはそれぞれの事業、目的、内容、予算規模により違ってきますので、それぞれその事業において関係機関等のご意見をいただきながら取り進めていきたいというふうに考えてお

ります。

最後に、住民票はあるが、存在しない世帯についてでございます。長期入院とか施設入所、または就労などでそれぞれのご家庭のご事情によりまして住所を異動しないで町外に住んでいる方もいらっしゃると思います。これにつきましてもあくまでも本人、ご家庭の申請に基づき手続を行っておりますので、行政が特にその方に働きかけることができない状況でございます。今回世帯配付等で町内会における不在者の実態も見てきたのかなというふうに思っておりますけれども、その都度いろいろな配付物がある都度町内会に住所の実態把握を行い、それに基づいて交付、配付を行うことは事務の煩雑、混乱または配付時の間違い等を起こすことにもなりかねないというふうに思いますので、今後とも住民基本台帳に基づいた中で交付、配付を行っていくのが現実的な対応ではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木康宏君） 4番、小松議員。

○4番（小松正美君） ただいま答弁いただきましたけれども、地域振興券発行事業については北竜町の商工、飲食業の支援をするということは目的についてはすばらしい、いいものだというふうに私は思っております。ただ、今言われた配分の方法について3,000円なり5,000円なり薄くなってしまうから、そんなことではないほうがいいのかというような答弁もありましたけれども、これが金額云々ではなくて、私が問うたのは公平だったのかなということを問うたわけでございまして、どういう答弁を求めるかといったら、私はやはり個人、一人一人に対して3,000円でも2,000円でも、2,000円になっても6人おったら1万2,000円になりますから、商品券みたいにお金を出して買うものではないでしょう、これ。あくまでもお金を出さないで給付されるものですから、やはり公平というものが偏ったふうに住民の皆さんに捉まえられるというのはよくないなというふうに思っております。実際これは、住民の皆さんからもこういう話をいただいた上で私は今回質問をさせていただいております。

それから、世帯については、性善説にのっとなって住民、家族の皆さん自ら判断してくださいということでございます。町としては、それ以上言いようないのかなと。ただ、世帯を分ける規制がないのであれば、ずるい言い方をすれば、この方法もあります。あえて私のほうからそんなことあおったりするつもりはありませんけれども、そんなこともあるでしょうねというふうに思っております。

また、住民台帳に存在しない、家もないうちもあるのです。町は、確かに地方交付金を受けるときに人口で地方交付金を受けますから、そうやって住民票置いておいたほうが町としてはいいのかもしれませんが、やっぱり1つの町内会の運営をする上で役員さんについては分からない中でこのことの対応していかなければいけないということで大変不便を感じているというふうに聞いてございます。

それから、これ通告はしていませんでしたけれども、今回町内会長さんに配られております名簿の表、これ災害発生時用要保護者確認名簿ということになってございます。私最

初ざっと見たときに、この名簿の中に体力的な弱者がいて災害があったときに地域の皆さんが一番先にその人を支援してくださいよという意味でこの名簿があるのかなと思ったら、そうではないのです。これは、災害があって人が、例えば50人でも60人でも人がいて、全部それを当たってみて、いない人間をこの名簿の中から捜せというのがこの名簿の意味なのです。私は、そういうふうに捉えました。それで、以前防災対策ということで町でいろいろな協議されておりますけれども、消防、警察、行政、災害があれば一番先にそうやって対応してくれるのですけれども、何よりもそういう弱者については地域住民、これが一番先に対応してくれるというふうに思っております。ですから、せっかくこういう名簿作ったのなら、個人情報云々という話もあろうかと思っておりますけれども、やっぱり独居老人なり災害が発生したときに逃げられない体力的弱者というのはこの名簿の中にうたいながら、地域の皆さんに見守ってもらうということも必要だと思うのです。だから、今後そういう形の中にこれは変えていけないかどうか、それもちょっとお考えを聞かせていただきたい。

○議長（佐々木康宏君） 高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） まず、私のほうで今回の地域振興券の配付の部分で町民の方からそのようなご意見があったというようなことにつきましては真摯に受け止めさせていただきまして、今後の事業においての実施の中で十分に参考にさせていただいて取り進めさせていただきたいというふうに考えております。

また、そのほかの世帯台帳の部分、また防災における要保護の部分等については、それぞれの担当のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木康宏君） 東海林住民課長。

○住民課長（東海林孝行君） 私のほうからは、小松議員さんの質問の中で3点目に世帯分離の部分のお話がありましたので、まずその世帯分離に関してご説明申し上げます。

世帯分離につきましては、同居でありながら基本的に生計が全く別であるというのが大前提の条件となっておりますので、同居していて生計が一緒ということであればそれは世帯分離することはできませんので、まずそれを先に申し上げます。この世帯分離に関しましては、基本的には申出があった際に現状を聞き取りにより確認をさせていただいた中で申請に際し、その状況が正当なものであると判断した場合には行政の立場で拒否できるものではありませんので、そちら受理をした中で世帯分離の手続をさせていただいているという状況でございます。もちろん町が推奨するものではございません。

そのメリット、デメリットというお話がございました。基本的に町の立場で申し訳ありませんが、メリット、デメリットというのを申し上げるのは適当ではないと判断しますので、ただ副町長のお話の中でも再三ありましたけれども、町民の方が世帯分離されるときにの考えとしては大体そういった高齢者、親世代の収入の少ない方の保険料であったりとか、税であったりとか、そういう軽減を目的にされている方というのが恐らく多いのかなというふうに思います。ただ、状況にもよるのですけれども、74歳以下の国保の場合は逆に

世帯分離をすることによって保険料が増える場合というのもその状況によってはありますし、高額療養費の中で今まで世帯合算されていたものが世帯分離することによって分かれたりというようなことで合算の措置を受けられないという、分離することによってということも状況によっては考えられるかと思います。また、住民票の交付につきまして、基本的には同じ世帯の方の住民票を取る場合には特に委任状というのは必要ないのですが、世帯分離をしますと別世帯ということになりますので、そうなったときに世帯を分けた親御さんの住民票を取りたいとなったときに新たに委任状が必要になってきたりという、そういう煩雑な部分というのは事務手続の中では出てこようかと思えます。

5点目の部分で先ほどの中でも居住実態のない方、住所置いている方がいらっしゃるというお話ありました。家もないところもあるよというお話、先ほどあったかと思えます。そういった場合におきましては、居住の実態調査というのは住基の法律の中でできることになっておりまして、いろいろ郵便を送るなりしてそういう実態を調査した中で実際に居住実態がないということに、家もないということになってきますと当然郵便なんかは帰ってくるのかなというふうに思えます。そうなったときには、町のほうでは住民票の消除の手続というの、法に伴います調査段階を踏んでいけばそういったことも基本的にはできる流れということになっております。

要援護者名簿の先ほどお話があった部分、今現在町内会長さんには要援護者名簿という名称で実質世帯台帳名簿というのを配付をさせていただいております、年に1回。それで、毎月更新があれば、その都度変わった情報なんかをこちらの住民課のほうでお送りをさせていただいております。その中で住所、氏名、生年月日、情報記載されておりまして、その中に特段世帯主の表記というのはいないのですけれども、現状、今までそういった話というのがあまりなかったものですから、そういう形で現在きているのですけれども、必要があるということであれば事務処理上世帯主の表記等追加するのは可能でございますので、今までのそういった状況なんかを加味して次年度以降の対応に検討させていただきたいなというふうに思っております。

その要援護者の関係に絡みまして、個人情報云々というお話が先ほどあったかと思えます。現在3名該当する方、これも基本的に本人の同意があった方について町内会長さんであつたりとか近隣の方にご協力をお願いして、町のほうで個別にお願いをさせていただいているという状況でございます。

○議長（佐々木康宏君） 続木総務課長。

○総務課長（続木敬子君） 先ほど住民課長のほうからもいろいろ説明いただいていて、ちょっとかぶっている部分もあるかと思うのですが、まず世帯の考え方という話と個人の考え方という話があるのですけれども、住民基本台帳法、世帯主、世帯を構えるということは成人であり、かつその生計を維持できるだけの所得を持っている者が世帯を構えるということですので、未成年は世帯を構えることができませんし、世帯主になることはできません。また、その世帯主を中心とし、ご夫婦、子供が世帯を組むというのが住民基本台

帳とか一般世帯通念の考え方だというふうに私のほうでは捉えております。ですので、今回の言われましたとおり、2世帯であれば世帯を分けることはやぶさかではないのではないかとということをおっしゃられておりましたが、その中でもやはり世帯は親御がいて子供の夫婦がいてということなので、一連が一つ釜の飯というのを昔風でいうのであれば1つの世帯だというふうに捉えるのが私ども行政の立場となります。

そして、今回の給付金、いろいろな給付金制度がございまして、最初世帯30万円の給付が1人10万円になったと、考え方は各種いろいろあったかと思えますし、公平性というのは立場が変わればいろいろ変わってくるものだと思っております。また、この給付金の財源となっているのは、皆様が納めていただいている税金などがその給付金の財源となっているので、世帯を支えていただいているその所得を稼いでいらっしゃる方が納めていただくことによって給付金を皆様に交付できたものであるというふうに思っておりますので、どれが間違い、どれが正しいという考えはちょっと一概に言えないので、いろんな考えがあるという形の中で今お話をさせていただきます。

次に、世帯の中で先ほど住民課長が言っておりました住んでいないものというのは、やはり基本的に公園など屋根のないところに住所を置かれても困りますから、住民課の窓口においても屋根のついていない建物に住所を置こうとすれば基本的には拒否できるものがありますし、それは口頭等で確認をさせていただいているものと思えます。きっといつの間にか住所を置いたままどちらかに転出したまま、住民票異動しないまま残っている者がいたのではないかなと推測いたします。ですので、当然住基法の定めにより実態調査、郵便物を配付するなり訪問等で建物がないなどということが確認できれば住基台帳の消除手続ということで行えますし、実際私住民課にいたときにはそういう実態のない方について調査をかけさせていただいて消除させていただいたこともございます。また、町内会の皆様のほうが地域のご実情をご存じですので、もしそういう方がいらっしゃれば情報を求めたりすることをできれば進めていったらいいのかなというふうに今教えていただいた中で考えました。

次に、防災の立場のほうで先ほどの要援護者名簿の話ですが、議員は以前より地域を支えてきて年取った者がいて助けるのは隣近所であるからということ再三いろいろ言っておられます。なるだけその要望というか、せつかくのお言葉に沿える形でその名簿についてもこれからどのように手を加えればより地域が公助という立場で支え合えるのかということを検討していきたいと思えます。いろいろありがとうございます。また、これから確認し、事業のほう進めていきたいなと思っております。

以上になります。

○議長（佐々木康宏君） 7番、藤井議員。

○7番（藤井雅仁君） 2款総務費、15ページのところなのですが、3項戸籍住民基本台帳費の部分でマイナンバーの話が出ておりましたので、今現在個人にマイナンバーの登録について特典も与えながら推進しているというふうに考えておりますけれども、

過去に住基カードというものもあって、これは失敗だったのではないかなというふうに思っておりますけれども、今度は国のほうも力を入れて進めているのではないかなというふうに見ております。それで、過去住基カードというのは、町内でどれぐらいの率の人が加入していて、今マイナンバーというのはどれぐらいの人が加入しているのか、そして町として年度内の目標、またこれから進めていく上で何か対応というのを考えているのかお聞きしたいのですが。

○議長（佐々木康宏君） 東海林住民課長。

○住民課長（東海林孝行君） 今藤井議員から質問いただいたマイナンバーの関係なのですけれども、申し訳ありません、住基カードのどれぐらいの方がというのはちょっとお時間いただいて、すみません、確認させていただいて報告というか、お答えさせていただきたいと思います。

マイナンバーカードにつきましては、今国のほうでも強力的にマイナポイントであったりとか、将来的には保険証機能をマイナンバーカードに包括させたりというようなことで今いろいろとそういった中で取組を進めているところでございます。今コロナの関係で流れが当初の計画に比べるとちょっと遅れぎみなのかなという部分はあるのですけれども、その国の動きによりまして一応町内におきましても今マイナンバーカードにつきましてはお仕事されていて時間内に来ることができない方対象に平日の勤務時間外、一応7時までという形の中で月3回窓口を開設させていただいておりますが、本町におけるマイナンバーカードの現状、細かい数字は今手元にはないのですけれども、大体2割前後ぐらい、マイナンバーカードの普及率としては大体それぐらいのかなというふうに、最近ただいろいろと手続される方、過去に比べると国のそういったアプローチであったり、それを受けて町としても一応広報とか、そういった形ではいろいろ周知はさせていただいておりますので、今までに比べると申請される方の数というのはちょっと増えてきているのかなとは思っておりますけれども、率的にはまだ2割程度となっております。将来的に保険証の機能であったりとか、国もいろいろそういった部分を進めているところではございますが、そういったものがどんどん、どんどん流れ的になって、定額給付金の関係で口座のひもづけであったりとか、そういった話題なんかもあったかと思っておりますけれども、そういった流れが、国がそういった部分になってくればもう少し申請の率というのも上がってくるのかなと。国は、将来的に来年度には7割であったりとか、かなり高い率の普及率というのを念頭に入れて今強力的にそういったマイナンバーカードの普及というのに動いておりますので、国のそういった状況、動向を注視しながら、町としてもそういった流れに乗り遅れることのないようにそういった取組というのはさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木康宏君） 1番、中村議員。

○1番（中村尚一君） 16ページなのですけれども、敬老会今年は中止になったということで、非常に楽しみにしているお年寄りもいたことだと思いますけれども、現況を見れ

ば中止も致し方ないというふうに考えております。中止にしたことによって全ての事業、集まることはなくなったと思うのですけれども、ほかに何か対応したことがあるのか、またお年寄りの意見とか、どんな話があったのかというのがあれば聞かせていただきたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 東海林住民課長。

○住民課長（東海林孝行君） 今中村議員さんから質問いただいた中で、今回敬老会につきましてはやはり今コロナ禍の中で特に高齢者の方、飲食を提供する場というのはリスク要因が非常に高いということで、特にまたたくさんの方例年来ていただいているということで一応密になるということで苦渋の判断というのをさせていただいたところとなっております。基本的に集まって、そういった場というのは今回そういったことで中止とさせていただいておりますけれども、例年その中で長寿祝金であったりとか、永住功労者表彰、こちら企画振興課のほうでしている部分、こちらにつきましては敬老会という場での授与という形ではなくなりますけれども、こちらの事業につきましては今年も中止ということではなくて、今年についても実施ということで、長寿祝金は口座に振込という形になりますので、そういった対応であったりとか、開拓功労者の方につきましては個別に企画振興課のほうで各ご家庭回らせていただいて授与させていただくというようなことで対応をする流れということとなっております。

○議長（佐々木康宏君） 1番、中村議員。

○1番（中村尚一君） 集めることができなければ、配るという方法もあるかなと思っておりますので、例えば通常弁当とかあるので、それを配るという方法もあるかなと思っておりますし、そのことによって今落ち込んでいる料飲店関係の売上げにも寄与できるということもありますし、それから商品券で配るということもあるかなと思っておりますし、また各町内会のお年寄りの会それぞれ集まっているのです、人数も少ないからということもありますので。場合によったら、そういったお年寄りの会の対象の方に対する助成とかと、そんなこともできたら喜ばれるのではないかなと思っておりますので、今すぐどうするという事はないかもしれぬけれども、検討していただけたらありがたいなと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） 敬老会については、75歳以上の方を対象にして出席できる方ということでやっているわけなのですけれども、配付するとなると逆に75歳以上の人みんなに配付していくというようなことにもなってくるかなというふうに思っておりましたので、今回につきましては中止ということにさせていただきましたけれども、今議員さんからおっしゃったようにコロナも来年も再来年もどうなるか分かりませんので、そこら辺の部分検討させていただきまして取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木康宏君） 1番、中村議員。

○1番（中村尚一君） 日々お年寄りですので、それぞれ楽しみにしているのがなくなる

と非常に落胆して元気がなくなると、そんな方もいるかもしれませんが、そういったことを何とか元気づけるような、そんなふうを考えてやっていただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（佐々木康宏君） 6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 14ページの財産管理、バス停の解体についてお聞きしたいと思います。

バス停の解体についてばらばらにするのか、それとも少しでも経費かければ使えるのか、ここら辺を聞きたいのと、もし使えるのであれば街の真ん中と申しますか、庁舎の前も含めてバス停があるかないかで景観が違うのではないかと、そのように思っていますので、その辺含めてお話しください。

○議長（佐々木康宏君） 高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） 今回のバス停の解体につきましては、それぞれ町内会のほうからバス停の管理について要望受けまして、不用なバス停を今回解体をさせていただきました。今回解体させていただきましたバス停につきましては、老朽化等進んでおりましたり、または利用されていないバス停ということの中で解体をさせていただきました。仮にひまわりバス停等で使用が可能なものがあれば、また町内会のほうにお伺いをいたしまして設置をしてほしいという要望があれば移設等も可能かなというふうに思っておりますけれども、バス停につきましても基礎とか何かが入っているような状況でありますので、移設の費用が安いのか、または新設のほうが安いのか、そこら辺を検討しながらやっていきたいと思っておりますけれども、解体の部分と、または設置の部分と町内会の管理のほうも出てきておりますので、そこら辺検討しながら、ご要望いただきながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木康宏君） 議案第53号について、質疑があれば発言を願ひします。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

1時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時14分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案53号の質疑を終わりました。

そこで、補足説明ということで、東海林住民課長。

○住民課長（東海林孝行君） すみません。午前中藤井議員からの住基カードの交付率の関係で質問あった関係で、すみません、確認をしましたので、報告をさせていただきます。

住基カードに関しましては、平成29年5月末、最後に発行した月の月末現在の交付率ということで13.9%になります。

ちなみに、マイナンバーカードにつきましては、先月、令和2年8月末現在の交付率は20.6%となっております。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 議案53号、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第54号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第55号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第56号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第57号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第58号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

議案第59号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第53号から議案第59号まで、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第53号 令和2年度北竜町一般会計補正予算(第7号)については、原案どおり可決されました。

議案第54号 令和2年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第55号 令和2年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案どおり可決されました。

議案第56号 令和2年度北竜町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、原案どおり可決されました。

議案第57号 令和2年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

議案第58号 令和2年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第59号 令和2年度北竜町簡易水道事業会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

◎日程第20 認定第1号ないし日程第27 認定第8号

○議長(佐々木康宏君) 日程についてお諮りいたします。

日程第20、認定第1号から日程第27、認定第8号まで、令和元年度各会計歳入歳出決算認定に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、日程第20、認定第1号 令和元年度北竜町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第2号 令和元年度北竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第3号 令和元年度北竜町立診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、認定第4号 令和元年度北竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、認定第5号 令和元年度北竜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、認定第6号 令和元年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、認定第7号 令和元年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、認定第8号 令和元年度北竜町簡易水道事業会計決算認定について、以上8件一括議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

令和元年度各会計歳入歳出決算認定に際し、監査委員より決算審査報告書が提出されております。この際、代表監査委員から補足説明があれば発言を願います。

板垣代表監査委員。

○代表監査委員（板垣義一君） それでは、私のほうから令和元年度北竜町一般会計並びに6特別会計の決算、基金運用状況並びに令和元年度北竜町簡易水道事業会計決算及び健全化判断比率、資金不足比率について配付されております報告書に基づきまして概要説明いたします。

最初に、令和元年度北竜町一般会計・特別会計決算審査報告書から説明いたします。1ページの審査の概要では、1の審査対象決算は令和元年度北竜町一般会計歳入歳出決算及び6特別会計歳入歳出決算であります。2の審査の期間につきましては、8月17日から20日までの4日間審査を実施したところであり、3の審査の対象、4の審査の要領はそれぞれ記載のとおりであり、例年同様担当課などから資料の提出と説明を求め、審査の適正を期したところであります。

次に、2ページの審査の意見では、一般会計及び6特別会計決算審査の総括意見として、審査に付された7会計とも決算の計数は正確であり、予算に従って適正に執行されていることを認めました。

3ページには、今後の見通しについて記載しております。その中で留意事項を申し上げます。経常経費の一層の節減に努め、物品購入に当たってはコスト意識を十分に持ち、経費の節減に努められたい。税、使用料、負担金などの未収金の早期回収と新たな滞納発生の抑制に努めること。投資的事業の実施に当たっては、財政負担を考慮した上で計画的に進められたい。

4ページは、各会計の審査概要として7会計の決算総括について記載をしておりますの

で、後ほどお目通しください。

次に、5ページから7ページは一般会計の歳入歳出について記載しておりますが、一般会計の歳入につきましては自主財源である町税が1億7,239万2,000円と前年度に比べ1,569万1,000円、率にいたしますと8.3%減少しております。町税、使用料の徴収率は高率を維持しており、このことは職員の方々の努力の成果だというふうに思っております。ただ、農業分担金につきましては、若干の減少はしておるものの、依然400万円弱が未納となっております、引き続き徴収に最善を期されたいと思います。

歳出におきましては、歳出予算に対する執行率は97.77%でありました。また、一般会計における町債の残高は48億6,960万7,000円で、前年比111.5%となっております。

8ページの財源の状況は、自主財源と依存財源を対比した表であり、歳入全体における依存財源の割合が高く、特に地方交付税は34.6%を占めており、歳入総額に占める自主財源の割合は30.7%であります。

9ページの支出の状況は、性質別の決算状況となっており、10ページは基金の状況で年度中の積立金額、取崩し額、年度末残高となっております。

11ページは、一部事務組合負担金調べで、一部事務組合に対する本町の負担金額、構成団体ごとの負担金額を記載しております。8ページから11ページについては、後ほどお目通しを願いたいと思います。

次に、12ページから18ページは特別会計についての記載であり、12ページの国民健康保険特別会計においては、国民健康保険料の徴収率は現年度分で98.71%、滞納繰越分で38.04%であり、未納額は575万163円で、前年に比較すると283万9,140円減少しております。国民健康保険事業の健全運営のため、また負担の公平性の観点から税と連携を密にして、引き続き保険料徴収には最善を期されるよう望みます。

14ページの町立診療所事業特別会計では、診療収入が町立診療所では前年対比46万8,019円増で、町立歯科診療所については前年対比89万4,215円の増となっているところであり、一般会計からの繰入金は3,210万円で前年比460万円の増となっております。

15ページの後期高齢者医療特別会計については、保険料収入は100%となりました。

16ページの介護保険特別会計については、今後とも保険料徴収には最善の努力を期されるとともに、地域に密着した効果的な介護予防事業の実施、適切な利用、給付に努めていただくことを望みます。

17ページの特別養護老人ホーム事業特別会計については、事業内容の見直しと併せ、諸経費の合理化を進めるなど、さらなる経営努力により健全な施設運営を期待するところであります。

18ページの農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計においては、使用料の徴収努力により滞納は減少傾向にありますが、滞納者が固定化傾向にあるなど、今後におい

ても徴収に最善を期されるよう望むものであります。

次に、基金であります。19ページの奨学資金貸付基金においても計数は正確であり、目的に沿って運用されていることを認めたところであり、貸付、運用の計数は20ページ記載のとおりであります。

次に、令和元年度北竜町簡易水道事業会計決算審査についてであります。お手元に配付されております令和元年度北竜町簡易水道事業決算審査意見書に基づき、その審査内容についてご報告を申し上げます。

審査の期日は、令和2年6月22日の1日間であり、審査の要領については地方公営企業法及び関係法令に基づき適正に作成されているか、さらに経営が常に効率的で、かつ経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に努めていたかを重点に、提出された決算報告書及び関係資料について担当職員から説明を求め、審査を実施したところであります。予算の執行状況及び決算の状況については、決算書を後ほどお目通しいただきたいと思っております。

審査の結果についてであります。審査に付された決算諸表は本事業の経営成績及び財政状況は適法にして正しいものと認めたところであり、経営状況についても適正かつ効率的な管理運営がなされていると認めたところであります。

審査の意見としまして、今後給水人口の減少などにより給水量の低減、水道料金の減少が予測されますが、さらなる経費の節減に努めつつ、将来の水道事業経営の安定化を図るべく欠損金の軽減化対策を推し進めるべきであります。

続いて、健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について、お手元に配付されております健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書に基づき、その審査内容について報告申し上げます。

初めに、1ページの1、審査の概要では、(1)、審査の対象、(2)の審査の期間、(3)の審査の要領は記載のとおりであります。

下段の審査の結果及び意見の(1)、審査結果では、aの健全化判断比率中、実質赤字比率では一般会計と町立診療所事業特別会計を合わせた普通会計における比率でマイナス3.16%となり、赤字が生じていないためハイフンで表示してあります。次の3項目は全会計が対象であり、連結実質赤字比率はマイナス9.45%となり、赤字が生じていないため、先ほどと同様ハイフンで表示してあります。次の実質公債費比率は10.0%となりましたが、早期健全化基準の25.0%未満でありました。4点目の将来負担比率は9.6%となりました。bの資金不足比率の対象会計は2会計で、農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計がマイナス0.7%、簡易水道事業会計がマイナス193.4%とどちらも資金不足は生じていない状態のためハイフンで示してあります。

2ページの審査意見であります。記載のとおりでありますので、お目通しを願いたいと思っております。

以上をもちまして審査意見書に基づく審査の概要を申し上げ、それぞれの審査報告とさ

せていただきます。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） ただいま代表監査委員から補足説明がありました。

お諮りいたします。これより認定第1号から認定第8号までの審査に入りますが、この際質疑及び討論を省略し、決算審査特別委員会を設置し、委員会付託により審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの案件については、決算審査特別委員会を設置し、委員会付託により審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の構成についてお諮りをいたします。本特別委員会は、監査委員を除く全議員で構成いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、本特別委員会は、監査委員を除く全議員で構成することに決定いたしました。

さきに開催されました議会運営委員会において委員長及び副委員長の協議が行われました結果、委員長に藤井雅仁議員、副委員長に小松正美議員、2人の選任協議がなされました。これに対しご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

以上、決定されましたので、よろしくお願いをいたします。

ただいま決算審査特別委員長に決定されました藤井委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

藤井決算審査特別委員長。

○7番（藤井雅仁君） 一言ご挨拶申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長に指名され、責任の重大さを感じているところであります。皆様のご協力をよろしくお願いする次第でございます。

近年、一般財源の総額は地方交付税が年々減少しており、今年度も大型事業の実施により財政に及ぼす影響が大きくなってきている、また税、使用料、負担金などの未収金などの発生もある、このことは監査委員からの指摘もある、編成された予算に対してその執行が適正に行われているか、それにより行政効果が発揮できたのかなどを十分に検討いたします。決算審査特別委員会の審査期間は、本日から14日までの3日間と限られた日数ではありますが、委員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎延会の議決

○議長（佐々木康宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（佐々木康宏君） 本日はこれで延会いたします。

なお、再開は9月14日午後4時を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

本日はご苦労さまでした。

延会 午後 1時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員